

鳥取市補助金カルテ

NO.	327	担当課	福部町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8662
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金				
概要	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会実行委員会が実施する「鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303, 2403）スポーツ・レクリエーションの振興、魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H28	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	鳥取砂丘らっきょう花マラソン開催費					
R 7 予算	3,216千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 6,338千円(事業費)－3,122千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	3,728
				R 5	1	3,216
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会実行委員会				
交付要件	対象事業は鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会				
対象経費	大会実施に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	58.7%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 自己財源が参加料と協賛金のための。
公益性	-
公平性	4-2 実行委員会規約第2条に「事務局は鳥取市福部町総合支所内に置く」と記載。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	自己財源の更なる拡充
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	328	担当課	福部町総合支所産業建設課	外線	0857-30-8666
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	らっきょう生産振興大会助成事業				
概要	鳥取いなば農業協同組合が実施する「らっきょう生産振興大会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	らっきょう生産振興大会助成事業					
R 7 予算	168千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 635千円(事業費)－300千円(補助金以外の収入等)×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	168
				R 5	1	171
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		2分の1		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合
交付要件	鳥取いなば農業協同組合
対象経費	旅費、消耗品費、印刷製本費、報償費（食糧費は対象外）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	効果目標を設定する、令和8年までに補助金の継続について検討する。
審査／行財政改革課	適切
意見	-